

第 5 章

配慮書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解

第5章 配慮書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解

5.1 配慮書の公告及び縦覧

(1) 配慮書の公告及び縦覧

北九州市環境影響評価条例第6条の3第2項及び第3項の規定に基づき、北九州市が環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書の提出があった旨及びその他の事項を公告し、配慮書の公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

1) 公告の日

令和元年7月1日（月）

2) 公告の方法

令和元年7月1日（月）付けの北九州市公報（第4447号）に公告を掲載した。

3) 閲覧期間

令和元年7月1日（月）から令和元年7月31日（水）まで

4) 縦覧場所

下記の4箇所で縦覧を実施した。

- ・ 市役所本庁舎環境局環境監視課 : 午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日・祝日を除く)
- ・ 若松区役所総務企画課 : 午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日・祝日を除く)
- ・ 若松区役所島郷出張所 : 午前8時30分から午後5時まで
(土・日曜日・祝日を除く)
- ・ 北九州市立文書館 : 午前9時30分から午後6時まで
(土・日曜日・祝日を除く)

5) 縦覧者数

- ・ 総数：1名

6) ホームページアクセス件数

- ・ 北九州市役所 配慮書公開ページ

(令和元年7月1日（月）から令和元年7月31日（水）まで)

総数：359件

(2) 配慮書についての意見の把握

北九州市環境影響評価条例第6条の4第1項の規定に基づき、北九州市が環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

1) 意見書の提出期間

令和元年7月1日（月）から令和元年7月31日（水）までの間

2) 意見書の提出方法

- ・書面による方法（郵送、FAX 及び持参による提出）
- ・インターネットによる方法（「北九州市電子申請サービス」による提出）

3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数1通であった。

5.2 環境保全の見地から意見を有する者の意見の概要

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定に基づき提出した「次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）計画段階環境配慮書」に対する環境の保全の見地からの意見と、これに対する事業者の見解を表5.2-1～表5.2-3に示す。

表 5.2-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解（1/3）

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 1	<p>1.記述ミスについて</p> <p>第3章2.動物の生息状況 ①鳥類の状況(表3.1-29～37) 鳥類の種名に誤りがあります。重要な公開文書であるにもかかわらず、引用した文書をチェックしないまま、誤りを見過ごしています。アセス文書に対する姿勢が疑われます。</p> <p>(誤) (正)</p> <p>ムラサギサギ ムラサキサギ マミジロキビダキ マミジロキビタキ ハシヒロガモ ハシビロガモ キビダキ キビタキ コホバリ コヒバリ コジュウカラ コゴジュウカラ ヒンズイ ヒビンズイ ハジプトガラス ハシプトガラス</p>	<p>記述ミスについては、確認して修正致します。</p>
	<p>2. 第5章、6章の評価結果について</p> <p>「オオミズナギドリへの影響について東側(c)の設置区域が確認地点数及び確認個体数とも少なく、影響が小さいと評価される(表5.1-4参照)」とあるが、B(中央)に調査側線がないため個体数が確認できていないのであれば、東側(c)に影響が小さいとは言い切れないのではないかと評価は適切ではない。</p>	<p>配慮書段階では、既存資料に基づく評価を行いました。今後、方法書段階以降においては、現地調査を行い、オオミズナギドリの分布傾向を把握し、評価するように致します。</p>
	<p>3. 洋上風力発電の影響を受ける可能性があり、配慮すべき主な鳥類の種について</p> <p>この度計画されている風車(ローター直径140m、海面よりの高さ165m)は、響灘地域においては、これまでにない巨大な規模である。</p>	<p>ご指摘の「オオミズナギドリ」、「ミサゴ」、「ハチクマ」、「カンムリウミスズメ」は、重要な種として認識しており、また、風車との衝突事例が見られる「カモメ類等」についても、今後、</p>

表 5.2-2 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (2/3)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 1	<p>海上に生息し、飛翔する鳥類にとっては大きな障壁となり、さらに回転するローターに跳ね飛ばされるという直接的な影響の可能性大であることから、以下の鳥類への影響を予測し、配慮すること。</p> <p>1) オオミズナギドリ (日豪・日ソ渡り鳥条約掲載種) 海上を低く飛翔するとされている本種だが、気象条件 (霧や強風の荒天時) 等によってはブレード回転範囲を飛翔する可能性がある。</p> <p>2) ミサゴ (環境省 RDB (以下、国と言う) : 準絶滅危惧種) 今春から運転を開始している浮体式洋上風力発電実証試験機 (3000kW 1 基エコ・パワー (株)) の環境アセスにおける調査では、衝突可能な高度 50m を飛翔するミサゴが複数回観察されている。2014 年 11 月に響灘地域の洋上風車ではミサゴの風車への衝突死が発生しているが、実効性のある対策は実施されていない。この度の計画により、さらに衝突死が増える可能性がある。</p> <p>3) ハチクマ (国および福岡県 : 準絶滅危惧種) 響灘海域の白島では、上空を飛翔する 100 羽近いハチクマを確認している (2016 年 9 月福岡県委託調査における日本野鳥の会北九州支部の観察より)。ハチクマの飛翔は、当支部の観察結果から、気象条件等によって渡りコース、高度ともに大きく変わることがわかっており、響灘海上を渡る際には、洋上風力発電の影響を受ける可能性がある。</p> <p>4) カンムリウミスズメ (国 : 絶滅危惧Ⅱ類、福岡県 : 絶滅危惧ⅠA 類、国指定天然記念物) これまで、響灘海域を本種が移動していることが、研究機関や環境省委託調査によって明らかになっている。特に建設工事中に影響を受ける可能性がある。</p>	<p>方法書以降において、予測・評価の対象とし、実施可能な範囲で環境保全措置を検討することと致します。</p> <p>オオミズナギドリは事業実施区域周辺にて確認される鳥類であるため、現地調査を実施し、飛翔行動等を確認して影響を評価していく方針です。</p> <p>ミサゴについても事業実施区域周辺にて確認される猛禽類であり、風車への衝突の可能性もあるので、現地調査を実施し、飛翔行動等を確認して影響を評価していく方針です。</p> <p>ハチクマについても事業実施区域周辺を飛翔する可能性があるため、現地調査を実施し、飛翔行動等を確認して影響を評価していく方針です。</p> <p>カンムリウミスズメについても過去において事業実施区域周辺で確認されているので、現地調査を実施し、飛翔行動等を確認して影響を評価していく方針です。</p>

表 5.2-3 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (3/3)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 1	<p>5) カモメ類、ウミウ、ウミアイサ 上記2)の実証試験機の環境アセスにおける調査では、カモメ類：25m～60m、ウミウ：25m、ウミアイサ：30mの飛翔高度が観察されている。 特にカモメ類は国内外において風車への衝突事例が多いため、普通種と呼ばれる種に対しても影響を予測し、配慮をすること。</p>	<p>ご指摘の鳥類についても、現地調査を実施し、飛翔行動等を確認して影響を評価していく方針です。</p>
	<p>4. 実効性のある配慮について 風力発電による鳥類への影響（特に衝突死）については、国内ではこれまで実効性のある対策が実施されていないと当支部では認識しています。環境アセスにおいても、当支部の知る限りにおいては「鳥類への影響は小さいと予測する」との評価がほとんどです。しかし、決して小さいとはいえない鳥類への影響は起きています。 豊田通商（株）殿においては、御社 CSR グローバル行動倫理規範に「環境に配慮した企業活動を追求、促進します」と掲げています。この度の事業においては、CSR 方針に見合う、鳥類をシンボルとした自然環境に配慮・実践することを求めます。</p>	<p>本事業では、地球温暖化対策に資するべく、「再生可能エネルギー」の利用拡大が期待される次世代浮体式洋上風力発電システムの開発を目指しております。 しかしながら、洋上風車は、立地条件によっては野鳥の衝突といった環境影響が生じることも認識しております。 本事業では、環境アセスを通して、知見を収集するとともに現地調査を実施し、洋上風力発電と野鳥の共存が図られるよう、可能な限り環境保全措置を検討する方針です。</p>

5.3 配慮書に対する北九州市長の意見と事業者の見解

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定に基づき提出された「次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）計画段階環境配慮書」に対する同条例第6条の5第1項の規定にもとづく市長意見（北九環監環第1059号、令和元年9月5日）と、これに対する事業者の見解を表5.3-1に示す。

北九環監環第1059号 令和元年9月5日
豊田通商株式会社 取締役社長 貸谷 伊知郎 様
北九州市長 北橋 健治 
次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）計画段階 環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の提出について
北九州市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第6条の3第1項の規定により貴社から提出された「次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）計画段階環境配慮書」について、条例第6条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を提出します。
今後、本意見を踏まえ、適切な環境影響評価方法書を作成するようお願いいたします。
記
1 鳥類について 事業実施区域周辺ではオオミズナギドリ等の鳥類が生息しているため、施設の位置選定等、事業計画の具体化に当たっては、鳥類に配慮したものとすること。また、調査、予測及び評価を行うに当たっては、鳥類への影響について最新の知見を踏まえること。
2 海棲哺乳類について 海棲哺乳類への影響について、事業実施区域周辺の適切な範囲で調査、予測及び評価を行うこと。

表 5.3-1 配慮書に対する市長意見概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
<p>1.鳥類について</p> <p>事業実施区域周辺ではオオミズナギドリ等の鳥類が生息しているため、施設の位置選定等、事業計画の具体化に当たっては、鳥類に配慮したものとすること。また、調査、予測及び評価を行うに当たっては、鳥類への影響について最新の知見を踏まえること。</p>	<p>施設の位置選定等、事業計画の具体化については、オオミズナギドリ等の鳥類にも配慮致します。</p> <p>また、調査、予測及び評価を行うに当たっては、専門家へのヒアリング等を行い、最新の知見を踏まえ実施することと致します。</p>
<p>2.海棲哺乳類について</p> <p>海棲哺乳類への影響について、事業実施区域周辺の適切な範囲で調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>海棲哺乳類への影響については、これまで事業実施区域周辺で実施されたアセスの調査結果を参考にしながら、風車の影響が想定される範囲において調査、予測及び評価を行うことと致します。</p>